

# 学校における感染症の出席停止の手順について

印西市教育委員会指導課

学校（園）は幼児・児童・生徒が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類および出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18条・第19条）に規定されております。

医師により感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。

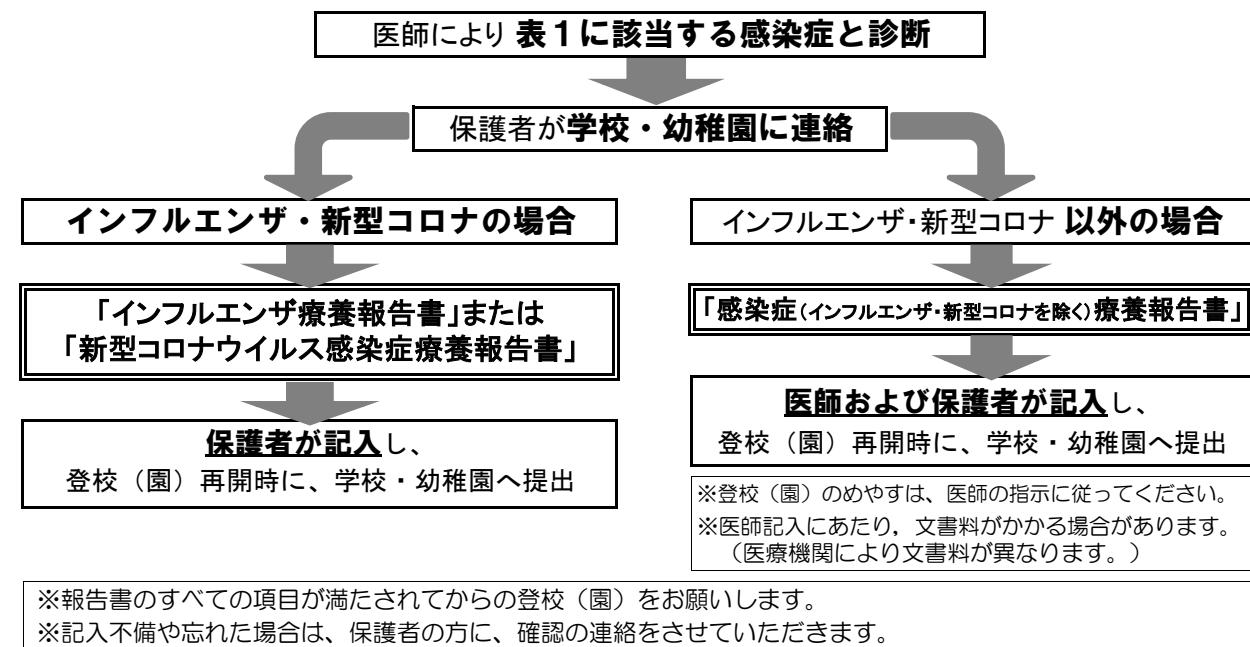


表1

	学校における感染症（疾患名）	出席停止期間	医師記入のめやす	登校のめやす
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	再受診時記入	確登認校する（（園）ことし前によ再り受診とし、を
第二種	百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふく） 風しん（三日はしか） 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 医師において感染のおそれがないと認めるまで	診断時記入	登校（園）する（医師の指示に従い）こと
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで		
その他の感染症	△群溶連菌感染症 ウイルス性肝炎 感染性胃腸炎 マイコプラズマ肺炎 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ 手足口病 伝染性膿瘍症（とびひ）	医師において感染のおそれがないと認めるまで 医師において感染のおそれがないと認めるまで（欠席の必要性がなければ提出不要です。）	診断時記入	登校（園）する（医師の指示に従い）こと
第二種	インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 (令和2年1月に報告されたベータコロナウイルス属に限る)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児3日）を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	保護者記入	出席停止期間に従うこと